

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための道院・支部活動休止の判定基準

金剛禅総本山少林寺
一般財団法人少林寺拳法連盟

【判定結果の公示】下表に基づき、グループ独自に危険地域＝集会による活動禁止地域を判定し、基幹事務システム『お知らせ』にて毎月曜に公示する。

(月～日までの感染者数推移を都道府県別に分析し、翌月曜に判定・公示)

	A 地域 (人口500万人超)	B 地域 (人口250万人超)	C 地域 (人口150万人超)	D 地域 (人口150万人未満)
	東京都、神奈川県、大阪府、 埼玉県、千葉県、兵庫県、 福岡県 ※非常事態宣言対象地域 北海道、愛知県	茨城県、静岡県、京都府、 広島県	宮城県、福島県、栃木県、 群馬県、新潟県、長野県、 岐阜県、三重県、岡山県、 熊本県、鹿児島県	青森県、岩手県、秋田県、山形県、石川県、富 山県、福井県、山梨県、滋賀県、奈良県、和歌 山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川 県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、 宮崎県、沖縄県
集会による	国もしくは地方自治体において緊急事態宣言が発令された場合			
活動禁止	新規感染者数40人以上が3日以上続いた場合(目安)	新規感染者数30人以上が3日以上続いた場合(目安)	新規感染者数20人以上が3日以上続いた場合(目安)	新規感染者数5人以上が3日以上続いた場合(目安)
解除要件	2週間以上、新たな感染者が出ていない場合(目安)			

※感染者数に関する情報は厚生労働省もしくは都道府県行政の発信する内容に基づく。

※上記にあたらぬ場合であっても、WHOおよび日本国政府において終息宣言がなされるまでは厳重警戒(3密回避、消毒徹底など)を怠らぬこと。